

税務・会計便り

～同居老親等と老人ホーム～

親が高齢になったので
扶養家族にしたい



同居している70歳以上の親を扶養している場合（税法上の扶養家族という意味）この扶養控除の額が大きいので、「同居老親」として申告すれば税金がかなり低くなるのです。もちろん同居されていない場合でも税法上の扶養家族に該当すれば「扶養控除」を受けることができ税金は下がります。

控除額
48万円

老人扶養親族に該当
(同居老親等以外の者)

老人扶養親族とは、控除対象扶養親族のうち、その年の12月31日現在の年齢が70歳以上の人をいいます。

控除額
58万円

同居老親に該当

同居老親等とは、老人扶養親族のうち、納税者またはその配偶者の直系の尊属（父母・祖父母など）で、納税者又はその配偶者と普段同居している人をいいます。

今までは同居していたけれど高齢により病気治療のため1年以上の長期入院をしている親は「同居老親」として扶養家族の申告をしていいのでしょうか？

実際には同居していません。ただ、病気治療のための入院である限り入院期間が1年以上といった長期にわたる場合でも「同居老親」として扶養家族の申告をしてもかまわないことになっています。老人ホーム等に入所している親の場合はその老人ホームが居所となるため「同居老親」には該当しないという取り扱いです。

住民票を老人ホームの住所に移動させていなくても（住民票が扶養控除を受ける人と同じ住所でも）その老人ホーム等が居所となるため「住民票を残しておけば同居となるからOK」というわけではありません。控除するときは十分注意しましょう。



<http://www.sugiura-kaikei.jp>

税理士法人 杉浦経営会計事務所 (0587)23-3100